

平成21年 第2回

# 南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 2 1 年 第 2 回 南 会 津 町 議 会 臨 時 会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 専決第 4 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 専決第 5 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 専決第 6 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 専決第 1 7 号 和解について
- 専決第 1 8 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第 5 8 号 専決処分について
- 専決第 7 号 平成 2 0 年度南会津町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 専決第 8 号 平成 2 0 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 専決第 9 号 平成 2 0 年度南会津町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 専決第 1 0 号 平成 2 0 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 専決第 1 1 号 平成 2 0 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 専決第 1 2 号 平成 2 0 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 専決第 1 3 号 平成 2 0 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 専決第 1 4 号 平成 2 0 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 専決第 1 5 号 南会津町税条例等の一部を改正する条例

- 専決第16号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 委員会提出議案第2号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第59号 南会津町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第60号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第61号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第62号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第63号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第64号 南会津町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第65号 物品購入契約について
- 日程第14 議案第66号 監査委員の選任について
- 日程第15 議案第67号 監査委員の選任について
- 日程第16 議案第68号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 田島下郷町衛生組合議会議員の補欠選挙について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（21名）

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	11番	湯田秀春	議員
12番	星登志一	議員	13番	星和男	議員
14番	平野昌盛	議員	15番	阿久津梅夫	議員
16番	渡部東	議員	17番	芳賀沼順一	議員
18番	菅家幸弘	議員	19番	大竹幸一	議員

20番 児山寿明 議員

21番 五十嵐 司 議員

22番 渡部康吉 議員

欠席議員（1名）

10番 渡部忠雄 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会 事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	館岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席する旨届け出のあった議員は、10番、渡部忠雄君であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成21年第2回南会津町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、大宅宗吉君、18番、菅家幸弘君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◇

◎諸報告

○渡部康吉議長 日程第3、諸報告を行います。

ここで議長より報告します。去る平成21年5月18日付で、渡部優議員から一身上の都合により、田島下郷町衛生組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので、報告します。

次に、町長から報告したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○湯田芳博町長 平成21年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

一昨日、5月27日に教育委員会生涯学習課主事が逮捕された事件について、報告と謝罪をさせていただきます。

まずは、今回の事件により、公務員としての信用を失墜させ、多くの町民の皆様には不信感を与えましたことに対しまして、心よりおわびを申し上げたいと存じます。常日ごろから職員に対しては公務員としての責務を自覚し、高い規範意識を持って行動するよう、綱紀粛正を指導している中で、勤務時間外でのこととはいえ、今回このような事件が発生したことは、まことに遺憾であります。

事件公表後、直ちに緊急の幹部会議を開き、事案の説明を行うとともに、綱紀を正し、再発防止等町民の信頼回復を図るため、副町長名で綱紀粛正の通達を発したところでございます。

当該職員の処分につきましては、現在警察当局で取り調べ中でありますので、その行方を見きわめながら、事実が確認され次第、厳正に対処する考えであります。

以上、事件の報告と謝罪とさせていただきます。まことに申しわけありませんでした。

○渡部康吉議長 次に、執行部より、4月1日付の人事異動による異動職員について紹介したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可いたします。

副町長。

○渡辺 仁副町長 新年度に入りまして初めての議会でございますので、私から組織改正に伴う職名変更も含めまして、4月1日付で人事異動のありました職員についてご紹介をさせていただきます。

議員の皆様から向かいまして右側からでございます。館岩総合支所長で、同支所総務課長及び館岩会館長を兼ねます星安晴です。次に、南郷総合支所長で、同支所総務課長及び南郷総合センター所長を兼ねます森秀一です。次に、伊南総合支所長で同支所総務課長及び伊南会館長を兼ねます渡部文政です。次に、総合政策課長の穴戸英樹です。次に、参事兼商工観光課長の星光幸です。次に、健康福祉課長で、保健センター所長を兼ねます渡部仁です。次に、農業委員会事務局長の星恵助です。次に、参事兼建設課長の児山忠男です。最後に環境水道課長の杉原一成です。

以上ご紹介申し上げましたが、どうぞよろしくお願いいたします。



#### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○渡部康吉議長 日程第4、報告第3号 専決処分の報告について、専決第4号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第5号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第6号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第17号 和解について、専決第18号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更についてを議題いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、ただいまから今臨時議会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第3号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第4号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は平成20年10月24日、南会津町田島字南下原地内において、住民の方が乗用車で走行中、町道の落石に乗り上げ、車両を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として相手方に賠償金3万4,721円を支払うことで合意をいたしましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

次に、専決第5号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は平成21年1月4日、会津高原だいらスキー場敷地内において、センターハウスからの落雪により、駐車中の乗用車を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に賠償金10万6,060円を支払うことで合意をいたしましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

次に、専決第6号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は平成20年11月20日、会津高原南郷スキー場敷地内において、同じくセンターハウスからの落雪により、駐車中の乗用車を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に賠償金45万2,513円を支払うことで合意いたしましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第17号 和解についてであります。本件は平成20年12月24日、国道289号富山地内を走行中の町有車が後方車両から接触を受け、損害を受けたものでありまして、過失割合を相手側100%として、相手方が13万9,629円を支払うことで協議が整いましたので、和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第18号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本件は県中地域水道用水供給企業団が平成21年3月31日をもって解散したことによって、福島県市町村総合事務組合から脱退する申し出がされましたので、福島県市町村総合事務組合の団体数の減少及び当該組合規約の変更について異議がないので、専決処分したものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 1点質問いたしますが、専決の第4号なんです。今説明を聞きますと、10月24日の事故で町が100%ということなんです。非常に金額も3万4,000円で大変小さいわけですが、随分長引いたのかなというふうに思うんですが、10、11、12、1、2、3ですから、5カ月ですよ。それで、何か長引くような事情が、示談がもめるような事情があったのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。



○室井 裕総務課長 お答えいたします。

事故発生時から専決するまで、かなりの期間を要したということでございますが、基本的には示談に至る過程の中でもめたということではございませんで、相手方からの書類がなかなか、再三こちらから督促はしているんですが届かなかったと、こういった事情がございまして、相手方も少額だというような認識があったのかと思うんですが、そのような事情で専決がおくれたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 金額が少額であったり、あるいは人身事故がなかったようだけれども、やはり書類が届かなかった場合には、何かもらいに行くとか、町側が100%の過失という場合にはやはりこちらのほうから積極的に、頭を低くしてやっぱりいかないと、思わぬところでもめる場合がありますので、今後その辺書類が届かなかったということよりも、やはりもらいに行くとか、そういう積極的な方法を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、今回の損害賠償の額の関係でございますが、まず町が加入しております総合賠償補償保険ということの、保険のほうでこれらの事故について対処しているんですが、その中で町は基本的に総合賠償補償保険の担当している、事故担当者ですね、そちらのほうに事務処理を依頼をしております。

したがって、こういった結果になったのかなというふうに思いますが、今お話がありました内容については、確かにそのとおりでございますので、期間が延びたような事例があった場合については、それぞれ町も入りながら早急に示談が進むように、これからは検討させていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 事故の点については理解したんですが、いつもちょっと今まで思っていたんですが、この損害賠償関係の議案の場合に、事故発生年月日というのは記入されるんですが、もう少し事故の概要を、これは説明も町長がやるんですけれども、簡潔な文章にして、事故の概要でも書いてあるとなおさらいと思うんですが、その辺そういうのを書いて悪いということではないと思うんですよね。最低要件がこういう決まりはあるんでしょうけれども、その辺特に書けば罰金があるなんてことでなければ、もう少し発生の日にちがあっても時間は書いていないものですから、時間とか概要ですね、そういうのを今後書いて非常にわかりやす

い議案書にしたらどうかという提案をしますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

本来は、子どもは事故が発生しないように、いわゆる道路の管理、それから公用車の管理、あるいは運転業務に対する姿勢等を指導しているところではありますが、こういうケースが最近多くなってきているという中で、どう今後対応していくかということの一つの私たちの課題にさせてもらっております。

そんな中で、今おたがしがございましたが、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますのは、そういう事故を起こすべくして起こすという人もいますが、本人のある意味では反省の中で処理していると、こういうこともございますので、現在のままでご報告をさせていただきたいと、このようにお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これをもって報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第58号 専決処分について、専決第7号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第7号）、専決第8号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第9号 平成20年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第3号）、専決第10号 平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第11号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第12号 平成20年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、専決第13号 平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、専決第14号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決第15号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第16号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、議案第58号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月議会定例会最終日に申しあげました平成20年度各会計の最終補正予算について、専決処分したものであります。

初めに、専決第7号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。本補正予算は歳入歳出それぞれ3,842万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億5,159万円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定、及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税、地方消費税交付金等を追加する一方で、事業の確定見込みにより、国・県支出金、基金繰入金、町債等を減額したものであります。

一方歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正を初め、人件費や事務事業費の確定及び実績等により整理、補正したものでありまして、財源調整を予備費で措置したものであります。さらには、地域活性化生活対策臨時交付金事業等の繰越明許費の変更、及び追加と地方債の変更は、それぞれ第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債補正のとおりであります。

次に、専決第8号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ1,813万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,400万円としたものであります。歳入では、確定見込みにより、国庫支出金、県支出金等を追加する一方で、療養給付費交付金、共同事業交付金、繰入金等を減額したものでありまして、歳出では保険給付費、共同事業拠出金等を減額するほか、国民健康保険基金への積み立てが主な補正内容であります。

次に、専決第9号 平成20年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ699万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,450万9,000円としたものであります。補正の内容は、実績見込みにより、歳出の医療諸費を減額し、それに応じて歳入では負担割合に基づき第1款支払基金交付金から第4款繰入金までを減額補正するほか、第6款諸収入を追加したものであります。

次に、専決第10号 平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,152万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞ

れ1億9,781万8,000円としたものであります。補正の内容は、広域連合負担金、特定健康診査事業費等の実績見込みにより歳出を減額し、それに応じて歳入も減額補正したものであります。

次に、専決第11号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本補正予算は歳入歳出それぞれ480万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,520万5,000円としたものであります。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等の額の確定に伴い追加するほか、歳出の補正額に対応して、一般会計繰入金と基金繰入金等を減額したものであります。一方、歳出では保険給付費及び事務経費の確定見込みにより減額補正となりました。

次に、専決第12号 平成20年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は歳入歳出それぞれ463万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億592万1,000円としたものであります。

補正の内容は、施設管理費の確定見込みにより歳出を減額するとともに、歳入ではこれに応じて一般会計繰入金を減額するほか、収入見込みにより使用料及び手数料等を補正したものであります。

次に、専決第13号 平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ157万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,357万1,000円としたものであります。歳出では、新設改良費及び維持管理費等の確定見込みにより、関連経費を減額補正するものでありまして、歳出の減額等に対応して歳入では一般会計繰入金、町債を減額するほか、他の歳入項目についても確定見込みによりそれぞれ補正したものであります。

なお、地方債の変更については、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第14号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ394万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,080万1,000円としたものであります。歳入は手数料等の決算見込み額により減額補正をしたほか、歳出補正額に対応して繰入金を減額補正いたしました。

一方、歳出の補正は事務事業の確定見込みによる減額補正であります。なお、繰越明許費を設定しております南郷地域水道施設整備事業の変更は、第2表繰越明許費補正のとおりであり

ます。

次に、専決第15号 南会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の3年間延長、土地に係る負担調整措置の継続と、基準年度以外の年度の評価額を下落修正する特例措置の継続等であります。

次に、専決第16号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件についても地方税法等の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布されたことに伴い、関係する町条例の一部を改正したものであります。主な内容は、介護給付金課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げる改正と、国民健康保険税の減額措置に関する規定の改正であります。

以上、専決処分いたしました10件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 専決の15号と16号について、条例部分についてちょっと質問いたしますが、15号の税条例の一部改正、それから16号の国保税条例の一部改正、これは4月1日から施行日になっていますけれども、これは4月1日から適用にしないと、具体的に支障があったのかどうか、それからあと、国保のほうでもそうですけれども、これも4月1日から適用にしないと支障があったのかどうか、つまり今度6月議会でもよかったんじゃないかなと私は思うんですね。特に、国保条例のほうは特にそうかな。その辺、いやそうではなくて4月1日からやらないとだめなんだという理由があったらちょっと伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

4月1日から施行する必要があるということで今回改正条例を提案させていただいております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 上げる必要があったからだということで、単純明快な話なんです、ではちょっと今、私条例改正の説明書を見ているけれども、説明書の中で例えば個人住民税における住宅ローン特別控除も創設されたとありますけれども、そういう具体的な中身について、本当に4月1日から適用者が想定されるとか、されるとするならば何人ぐらいいるのかなとかね。

あと、その2つ目の丸の上場株式等の云々についてもどのぐらいいるのかなとか、ちょっとそういう事務が想定される内容をちょっと聞いたかったんですよ。

それは国保についても同じなんです、一応そういう具体的にこういう事務で具体的に支障があるということ、ちょっと言ってください。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 今ほどおただしの具体的なそれぞれの数字的なつかみは、今の時点でちょっと私、今しておりません。施行期日につきましては、21年度4月1日から施行を必要とするということで、それ以外の規定につきましてはそれぞれの法によりまして対応されていくということでございますので、今ほどおただしのありましたそれぞれの数字等のつかみ等については現在してございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 こういう条例の改正、改廃のそういったやはり基本的になるべく議会の同意、あるいは委員会においても詳しく説明してもらって、そしてこういう場合にこうなんだなというふうに、我々もそういうところを具体的に知りたいわけですから、やはりそういうことを抜きにしてもう専決もしてしまった、そして今議会の場合でも何ら説明はないですね。ですから、そういうことでは、ちょっとやっぱりこれはまずいんではないかと思えますから、今後はやはりその辺もうちょっと本当に何でもかんでも必要だという場合だったらしようがないと思うんですが、その辺本当に今後は吟味して、単に国、県から言われたからではなくて、その辺慎重に今後はお願いしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

条例案については、基本的に議員がおただしのように、やはり議会にご提出を申し上げて説明をし、審議をいただいてご同意いただくというのが原則、これについては私も認識しております。

ただ、今回のものについては、いわゆる不特定多数の当町における住民の利益を損なうこと

のないように、こういうことで今回専決をさせていただいたということでございますので、法律の公布があってから直ちにそれが住民のほうにお示しをする、こういうことも私の中で理解をさせていただいたので、今回についてどうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私もこの部分では4月1日施行日と、当然国の法律が定まって住宅ローン特別控除などのものですから、3月31日公布されたことに伴っての改正は当然当たり前のことだと、国民として全国の自治体がやることですから、これは当然ありますが、先ほど大竹議員からちょっとあったんですが、私もこの対象者、現在はわからないんですが、できればこの町に控除者、あるいはこの次の16号にかかわる者もどのぐらいの人数がいるのか、後ほど、今の議会ではなくていいですから、私も聞きに行きたいとしますので、ぜひ調べておいていただきたい。お願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

恥ずかしい話をしなければならぬときにもありますが、実は今回議会の常任委員会等の構成委員がかわって、職員に尋ねたところ、その構成委員がわからない。これは職員として、私は今までいろいろな叱責をしてきましたが、これほど残念に思ったときはありませんでした。

つまり、職員の中にはこれまでの過去の経験に基づいていわゆるさらにその数値化しよう、あるいはさらに内容を精査しながら適切な時期にお示しをしようと、こういう気概が足りないところがございます。

したがって、ただいまご指摘のありました件についても、これについてある意味では非常に期間のない中で業務を遂行したわけですから、それについての効果はどうだったのかということをしつかりと検証させていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいとします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 専決処分についてお伺いしたいと思うんですが、議会がいわば議決すべき事項については、地方自治法に定められているわけですが、例外的に専決処分という形であるわけですが、この専決処分の要件について、この際ですから一応執行部の考えを整理してお聞きしておきたいとします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

専決処分につきましては、議会のほうから委任を受けているものについては当然専決ということで、100万円未満の損害賠償の額の決定等については、専決処分をさせていただいております。そのほかの一般的な専決の要件としましては、議会を開会する時間的な余裕がないといった場合について、さらには緊急性があるといった場合について、長の専決が認められていると、こういうことでございます。

したがって、例えば大規模な災害等が発生して、すぐに補正予算を計上しなければならないとか、あとは衆議院が解散されて選挙経費について予算を確保しなければならないとか、そういった部分の緊急性、それから議会を開く時間的な余裕がないという、この2つの要件が大きな理由として長の専決処分が認められていることでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

さらにつけ加えますと、今回の20年度の予算関係でございますが、これも3月定例議会に、最終日にお願ひしましたとおり、3月定例議会が終わった後、それぞれ事務事業の確定、それから補助費の確定に伴いまして、3月31日付をもって専決処分をさせていただいたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かに、今回は町長答弁にもありましたように、いわば住民に早目にお知らせをするという立場から、緊急性ということについては理解をしていきたいというふうには思います。ただし、専決処分というのは自治法第179条あるいは180条に沿って行われるわけですけれども、それに沿っていけば何でもかんでもいいというスタンスではなくて、やはり専決処分は原則はだめなんだと、ただし自治法の第179条、第180条に合致するときにかろうじて許されるという、やっぱりスタンスの持ち方というのは、今後必要なんではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ですから、私先ほど19番議員にお答えしたとおりで、原則的にはそういう認識をしております。こういうことですので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕



○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案は、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に日程第6、委員会提出議案第2号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

16番、渡部 東君。

○16番 渡部 東議員 ただいま議題となりました委員会提出議案第2号 南会津町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正については、さきの3月議会定例会において、南会津町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項について変更があったため、所要の改正をするものであります。

この改正は直轄政策室と企画観光課の分掌事務が統合され、新たに総合政策課と商工観光課に名称及び分掌事務が区分されたことから、従来のおり総務委員会の所管することといたしました。

なお、改正に当たっては、所管事項について速やかな委員会活動に資すること、並びに南会津町課設置条例の一部改正に伴う所管事項について、改正前の規定でなされた行為を一時的に持続させる必要があることから、附則で規定させていただくものであります。

以上、ご理解をいただきましてご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第59号 南会津町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、議案第59号 南会津町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は南会津町課設置条例の改正に伴い、振興計画審議会の庶務を担当する課名を改正するものであります。よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号から議案第63号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、関連がありますので、日程第8、議案第60号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第61号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第62号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第63号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、まず議案第60号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてからご説明を申し上げます。

本案は景気低迷による本年の民間事業所の夏期一時金が減額の見込みとなっていることから、福島県人事委員会の勧告を受け、6月支給の期末、勤勉手当を合計で0.2カ月分凍結するものであります。

次に、議案第61号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、さらには議案第62号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括ご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会の勧告を踏まえた県の対応に準拠して、町議会議員、町長、副町

長及び教育長の特別職の6月支給期末手当を0.15カ月分凍結するものであります。

以上、期末勤勉手当の支給月数の凍結についてご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 5月12日に県人事委員会が出した、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についてという指示が出されているわけですが、これを何度読み返しても、福島県人事委員会としての対応の部分なんです、ここが合点がいかないところなんです。なかなか理解しにくいところなんです、実際制度上人事委員会勧告という重みもありますし、それに準拠した今回の条例改正案であるという立場から、私は一応尊重したいというふうには思います。

その上に立って、2点ほど質問させてください。

1点目、今回の異例とも言える人事院勧告は、景気後退で民間企業のことしの夏のボーナスが前年水準を大幅に下回る見通しであることを理由に、国会において与党プロジェクトチーム、とりわけ自民党の議員立法提案という、ある意味では政治的圧力に屈した今回の人事院勧告だろうというふうに思うのであります。

労働基本権制度の代償機能としての人事院勧告制度を形骸化、有名無実化させはしないか正直危惧しているところであります。それで、町長は今回の6月期一時金の一部の支給凍結をどのように受けとめておられるのか、町長のお考えをまず1点お聞きしたい。

それから2点目なんです、暫定的に凍結ということをごどのように解釈しているのか。暫定というのは読んで字のごとく、いつぞやの時期に暫定の解除を前提として暫定というなら、暫定の意味も理解できるのでありますが、暫定的に凍結というのはどういうふうに理解しているのか、あわせてお聞きしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からそれぞれ今回のいわゆる凍結に至る経緯がご説明がございましたけれども、私の個人的な考え方を若干申し上げさせていただきますが、前にも議員の皆さんには申し上げたという記憶がございますが、今回のある意味では景気の後退、減速あるいは金融不安等については、労働しているいわゆる会社でいえば社員、我々自治体でいえば職員側には基本的に責

任はない、私はこう認識しております。

しかしながら、人事院勧告あるいは人事委員会の勧告という制度をとっている中で、国民あるいは県民、そして町民の感情的なものへの配慮というのは、少しだけ理解できる部分がございます。

したがいまして、この凍結については、凍結という言葉をごとこまで正確に理解するかの問題はありますが、いずれの時点かで、どこかで凍結を解除する、こういう経済環境ができる、あるいは国民的なニーズができ上がってくるということを望んでおりますので、そういう所見を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 凍結なんです、例えばことしの秋になるでしょうけれども、県の人事委員会勧告でもって冬のボーナスを仮に0.5カ月削減とかという勧告が仮に出されたとしませぬ。その際労使の交渉結果にもよりますでしょうけれども、0.2カ月分は暫定的に今回済ませているよと、だから、場合によっては0.3の削減というようなことも、場合によっては想定されるというふうな意味での暫定というふうにも私は理解できるかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、そういうある意味では悲観的な考え方は持っておりません、やはり全体的に所得が下がっているんですね。政治というのは、政策というのはそれを回復させるのが政策、政治であると思いますから、私は国も県もあるいは町も、それぞれ連携を持ちながら、あるいはまた連携の中で独自性を強めながら景気対策をしていくんだらうと思うんですね。

したがいまして、回復をさせると、私の中ではそう考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今回の61号、62号、63号ですね、このおのおのの議案の中で、引き下げの金額、全体の金額と平均というか1人当たり、これは各議案ごとにわかれば、職員の場合だと1人当たり平均何ぼで合計何ぼだよと、あと議員の場合だったらどうだと、町長と教育長、それをまずわかれば伺いたいと思います。

それから、2つ目は、今ちょっと渡部議員のほうからも凍結という話がありましたが、この議案の条例の説明書とか、提案を見ると凍結という言葉はないんですよ。しかし、さっき町長が提案理由で凍結というようなことを言ったんですが、それはどっちか、その辺条例の改正でははっきり引き下げと言っているわけですから、凍結、例えば10円払うという条例があるけれども、それを今回は凍結して払わないよとか、あるいはそのうちの一部を凍結して半分しか払わないとか、そういうことだったらわかるんだけど、条例ではっきり下げと言っているわけだから、凍結という、そういうのは果たしていかなものかと、解釈論としてね。

もちろんその期待論としては、後から上がるという、そういう期待はいいんですけども、条例の当面の狭い意味での解釈論としてはっきり引き下げと言っているのに、凍結というのはいかなものかと、その辺どう考えるのか伺いたい。

それから、あともう一つは、3つ目なんですけど、今まで普通、人事院勧告の場合には、10月に勧告、そして12月のボーナスのときにマイナスとかプラスがあったわけですね。今回は非常に初めてじゃないかと思うんですけども、こういう6月のボーナスでマイナスがあるということについて、しかも何か調査が今までは1万社ぐらい調べているんだけど、今回の場合には三百何社というようなちょっと情報なんかがインターネットで入っていますけれども、そういう意味では非常に不正確ではないのかなと、私は思うんですけども、その辺どう把握しているか伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず第1点目でございますが、それぞれ減額となる額について各議案ごとというお話がありました。

まず、議案第60号につきましては、職員の期末、勤勉手当の一部改正でございますが、これによる影響額が全体への金額で申しますと2,180万円ほどになります。これを職員1人当たりの額に直しますと約7万6,000円ほどの6月の期末、勤勉手当の減ということになります。

それから、61号の議員の皆様方の期末手当の部分でございますが、これは議長、それから各議員の方、それぞれ報酬額が違いますのでそれぞれ申し上げるしかないんですが、まず議長さんが5万4,165円の減、それから副議長さんが4万1,917円の減、それから委員長さんが3万9,330円、それから議員さんが3万7,950円ということで、それぞれの人数を乗じますと、全体で86万2,000円の6月の期末手当の減ということでございます。

それから、議案第62号、町長等の期末手当の関係でございますが、町長が13万7,137円、副

町長さんが10万9,710円、合計しますと約24万7,000円の減ということでございます。

それから、最後になります、議案第63号の教育長の期末手当でございますが、10万2,810円の減でございます。

以上が内容でございます。

それから、2点目の凍結という表現の関係でございますが、今回の6月のこの改正につきましては、臨時特例の措置でございますが、本来ですと本文の条文の中で一応改正するということが普通でございますが、今回正式な人事院勧告、それから人事委員会勧告に基づく勧告が、その調査の結果出たものではない、臨時のものでございますので、今回附則のほうで改正を図って、最終的には8月期に正式な官民比較の例年どおりの人事院勧告が出されますので、その時点で再度給与改定の問題が出てくると、このように考えておまして、今回のものにつきましては臨時特例の措置ということで、表現上凍結というような表現で、それぞれ統一しているところでございます。

それから、3点目でございますが、今回の臨時特例措置の人事院勧告の勧告に当たっての十分な調査がされなかったのではないかということでございますが、確かに議員おただしのとおり、今回の民間企業の夏期のボーナスの緊急調査に当たりましては、50人以上の2,700社を調査対象といたしまして、その中から340社のデータを得て今回国のほうで人事院勧告がされたということでございます。

したがいまして、実際に行います通年ベースの人勧の調査の規模とは当然違いますし、確かに制度的にはどうなのかということは残ります。これは国のほうで緊急やむを得ない措置として現在の経済情勢を反映して緊急調査をやったということでございますので、期間的な問題を含めてこれはやむを得ないのかなと、こんなふうを考えております。いろいろ内容を見ますと、今回0.2カ月の減ということになっておりますが、調査の結果は何か0.3という数値も一部出たというようなお話がありますが、ただ、ある面で緊急措置でございますので、今回は0.2ということにしたというような情報も得ておりますので、それらを含めてご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、8月に正式な人勧がまたあるという話なんです、8月でしたっけ、そうするとそれは普通今まであった12月のボーナスですね、あれに対しての増減ですね、あれに影響するのかな、それともまさかそれ前にでも、8月だと随分間があるよう

な気がするんですが、その辺はどういう情報が入っていますか。これは10月でなかったっけ、8月だっけ、随分間があるなと思うんですが、そこをお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

8月と申しましたのは国の人事院勧告、これが通常8月の上旬を予定されております。ただ、県の人事委員会勧告につきましては、それから数カ月後ということになります。

それで、人事院勧告の制度でございますが、これはご存じのとおり官と民を比較しまして、その年度の給与の額、それから手当の額等について勧告するものでございますので、最終的に勧告後の予算の中では12月の補正ということになりますが、それを基本的には4月から3月までのその年度での給与改定ということでございますので、そこで調整されているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第60号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この総務委員会で審議もしていませんので、今回一発勝負なものですから、この4つの議案のうち、私は職員の議案にだけ反対をいたします。

その理由は、今回の人事院の勧告が、あるいは県人事委員会の勧告ですね、これが今までにない極めてルール違反といいますか、非常に経済情勢が厳しいからといって、急遽極めて少ない340社のデータでもって勧告を行うと。そういうことは何と云うか、これが正確な資料だったらやむを得ないという面もあるんですけれども、極めて一部の資料でやるということは、公務員のボーナスが下がるということは、いろいろな面で他産業にも影響を与えるということで、むしろマイナスの効果しかないと思うんですよね、そういう点で、まず私は反対であります。

それから、経済環境があるとは言っても、みんなが悪いからこっちも下げろと、そういう下げろという理論だけでは世の中はよくなるんではないんですから、今すぐに下げる必要はないだろうということですね。



それから、2つ目は今町職員の場合には平均7万6,000円という話がありました。これはいろいろな例えば住宅ローンを組んでいる方とか、いろいろな面で子供が大学に行っているとか、そういった既に支出が予定されている方にとっては大変大きな金額であります。そういう点で生活設計にも大きな影響があるという点で、これは反対であります。

そうした理由でもって今回の引き下げについて、私は職員分については反対をいたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 総務委員会同士で賛成、反対をするのもちょっと気が引けますが、私は人事院勧告というものをある程度重視をしております。もちろん場合によっては腹に据えかねる場合も当然ございますが、今の社会情勢を見ますと国、県、そして自治体、特に県も0.2%というのは決定したということを見ました。

なおかつ、町の場合には6月の期末手当の支給そのものからは0.15、そして勤勉手当から0.05という配慮も、私は非常にほかとは違う配慮というように私が勝手に見たのかもしれませんが、まして凍結をして、8月あるいはまたこの景気が上がってくれば、もとに来年は戻る可能性もあるということで、先ほど12月のともございましたが、これは6月支給の期末手当ということで、限定になっているわけですから、12月ではこれの影響はないということも考えまして、私は賛成をいたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第60号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 ありがとうございます。起立多数でございます。

よって、議案第60号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第64号 南会津町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、議案第64号 南会津町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の増大する財務事務及び多様化する行政事務の監査機能を充実させるため、地方自治法第195条第2項の規定により、監査委員の定数を3名に定めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第65号 物品購入契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、議案第65号 物品購入契約についてご説明を申し上げます。

本案は、田島地域中心市街地における地域住民の移動手段の確保を図るため、巡回バスを購入するものでありまして、見積もり合わせによる随意契約により、1,974万円で南会津町中荒井字上平1767番地、株式会社芳賀自動車工場と契約するものであります。

契約物件は高齢者や子供に配慮した乗車定員33名の小型ノンステップバス1台であります。よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 まず、これは随意契約になっておりますので、なぜ指名競争か何かの競争でなかったのか、その事情を伺いたいと思います。

それからいま一つは、前の3月議会のときにも概要の説明はありましたけれども、この市街地の巡回バスの構想と伺いますか、いつから始まってどういう、そういうちょっと内容をさらによく煮詰まったかと思しますので、その内容についてもあわせて伺います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

まず1点目の随意契約となった理由についてご説明します。本購入契約につきましては町内5社の見積もり合わせにより、決定をいたしたいということで実施いたしました。見積もり合わせで予定価格に達しなかったということで、最低の価格を提示された芳賀自動車工場様と随意契約という形になりました。

それから、2点目の市街地巡回バスの運行計画の予定でございますが、まず時期につきましては7月の中旬から来年度の3月31日までを計画しておりまして、運行ルートにつきましては、会津田島駅を中心に西のコース、それから東のコース、それと南北にあたご館のほうへ向かう南北の縦のコース、大まかに3つに分けて、そのコースの組み合わせを行いながら1日約5往復ほど計画をしております。

単に病院あるいは買い物、そういった施設だけをめぐるのでなく、例えば折橋地域の子供たちの通学の足にもなるような運行態勢の配慮をしてみたいというふうに考えております。

それから、料金につきましては、現在の案では一律100円を予定しておりまして、就学前の児童については無料にいたしたいというふうに考えております。

また、運行方法につきましては、免許を持ちます運行業者のほうと委託契約を結んで運行の業務を委託したいというふうに考えております。

以上、運行計画の概要について申し上げます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 内容についてはわかりましたが、入札なんですけれども、予定価格に達しなかったの、最低の芳賀さんにしたということなんです、そうするとこれは1,900万円よりも予定価格はもっと低かったということですよ。

そういう場合は、その入札は1回それで終わりにする必要があるんじゃないかなって思いました。そしてまたもう一回やる必要があると思うんですが、その辺ちょっと入札のやり方のルール上問題ないですか。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 今回の入札といいますか、見積もり合わせの契約方法については、担当課とよく相談をして規則にのっとって行っておりますので、間違いはないというふうに考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 いやそれはね、私が入札のやり方を見た限りでは再入札をする必要があると思ったな、それは。本当に、それははこの予定価格と実際のこの契約金額で、予定価格は幾ら差があったんですか。これはちょっとおかしいんじゃないですか、本当に大丈夫ですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

金額の差については担当のほうから後で答えをさせていただきますが、このバスについては既に議会のほうでお示ししていますように、いわゆる地域活性化臨時交付金をもって充てるということになります。つまり地域の、ある意味では町内の経済の活性化につながる、そういうある意味では条件を私どもでは大事にして入札に臨んだと、こういうことですので、その際に一たん出した札を、あるいは何回か、3回ぐらいやるんですが、辞退をされる、こういうことですので、辞退のなかった最低の方と協議をして随契をした、こういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

私の説明の仕方がまずかったのかもしれませんが、見積もり合わせにつきましては、再々見積もり合わせまで行って、予定価格に達しなかったなので、その時点で最低の見積もりを出していただいた業者さんと契約を行っております。

予定価格につきましては、それを下回って契約をすることはできませんので、契約金額がそのまま予定価格となっております。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 別にこれは価格の問題ではないんだけど、今ほとんど四駆車というか4WDというか、そういう形で普通乗用車はなって、今小型バスもそういうのにだんだん切りかえているんだけど、この辺の種類はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたい。4Wか、それとも普通、後輪か前輪かとか。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

駆動方式につきましては、4輪かそうでないかということで、ただいま現在のところ把握してございませぬので、後ほど把握した上でお答えをいたしたいと思いますが、特にこういった豪雪地帯を走行するというので考えておりますので、恐らくそういった条件には適合している車であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういふだろうというような考えであればいいんですが、例えばそうでないと町うちだから今スノータイヤしかないし、そういうことでなるべくほかの幼稚園バスでも何でも2駆から4駆に切りかえているバスが見受けるので、そこらも含めて心配ですので、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 詳しいことは議運の中でお聞きしましたのであれなんです、最近タクシー会社の社長さんとちょっと何人か話したときに、ワンコインバスの影響がかなり出るんじゃないかという心配をなされた人がいたものですから、その辺はタクシーの業者さんと

も話した上で、あるいは今後をどう考えていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員がおただしのように、いわゆる新しい事業を取り入れるという場合には、これまで対応しておられた業者あるいは関係者というのは必ずいるんですね。その場合に、私は対話の町政というものを大変重要視しておりますので、そのこのところはこれまでも各関係者、特にタクシー業界のほうと話は進めてまいりました。

その中では、影響がないとは言えないけれども、やっぱりタクシーを利用されている時間帯とかそういうのを見ればそれほど心配する必要はないだろうと。あるいはむしろその巡回バスと別ないわゆる地域とのネットワークを今後どうつくっていくか、このこのところでタクシーの出番をつくっていかう、あるいは少し実証してみた中で、また問題が出てくればそこで整理をしながら、さらにお互いに不利益にならない方法を考えよう、こういうことで進んでまいりましたので、一部そういう声が聞こえるとすれば、残念ながらその人には私どものほうの提案が届かなかったのかなと思いますので、もし何かありましたらぜひ私どものほうにご意見を寄せていただきたい、こう思いますので、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。そういう話し合いを持っているということであれば、私も自信を持って話してはいきたいと思いますが、今後やってみないとももちろんわかりませんので、いろんな影響、そんなことが出ましたら、そういうことを配慮しながら、今後このバスが運行、もちろん成功することが、せっかく買ったバスですから私たちも望みですので、その辺の話し合いをしっかりとこれからも進めながら運行していただきたいと、こう希望して終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全く私も同じ気持ちでおりまして、先ほど総合政策課長がお答えしたように、いわゆる冬の間の子供の通学の安全の確保、それからさらには中荒井になるあたご作業所の朝晩の送迎、これらにも起用できるかどうかということを、この中で実証をしていきたいというふうに思っております、今回あたご館のほうに総合支援センターができました。総合支援センターに行く方々が、なかなか足の悪い、あるいはお年寄りも多いということですので、そのこのところも今回は組みをして、できるだけ外出をし、健康になっていただいて、医療費の削減等も含めなが

ら検証してまいる覚悟でありますので、どうぞ今後ともご理解をいただきたいというように思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 事業自体は素晴らしいことだと思うんですけども、入札や相見積もりに関してちょっとお伺いしたいんですけども、今回の機種を選定をして相見積もりをとったということで、多分5社を指名して2社が辞退しているというふうな状況だろうというふうに思いますけれども、入札関係もそう、今回の相見積もりもそうなんですけれども、機種を選定して提示して金額を求めるときに、機種を選定した場合はやはりその指名された業者が、上部との、例えばメーカーとのかかわりの中で見積もりを出せないという業者がいるんですよ。

それは例えば入札に関しても、いろいろな場面で教育委員会の分野でもあるわけですけども、これじゃなくてはいけないよとしっかりつくって提示すると、辞退せざるを得ない業者が出てきてしまうと。果たして5社を指名したけれども、2社は提示できない、金額を提示できないというふうな状況をわかっていて提示するというのはどんなものなのかなというふうに常々私は思っているんですけども、今回も5社を指名して2社辞退しているという形だろうというふうに思います。

それは、なぜかという、この日野さんとかかわりがないということ。それは提示する側のほうでわかっているはずなんですよね。私、例えば何々自動車といえば、トヨタとしか結んでいないとか、そういうことをわかっていてその金額を求めるというのは、非常にそのチャンスを与えているようで与えていないというふうに、私なんか常々思っているんですけども、今回に限ってでなく、いろいろな場面であるんですよ。もちろん公平にされているというのは十分わかりますけれども、ただ形だけ公平ではなくて、やはり今回の契約の条件等もどこら辺まで求めていたのかなというふうに思ってしまうんですけども、最初から辞退者が出るというのは、とても公平にチャンスを与えていないなというように考えざるを得ないんですけどもね。やっぱり5社で競争しなさいということでしょうから、やはり5社から上がってくるのが当然だというふうに私は思うんです。

ですから、その辺のところの提示の仕方というのか、契約のいわゆる物件の条件の提示の仕方というのか、そういうのを明確に整合性のある、もちろん整合性があるというふうに思いますけれども、なぜこれなのかということでもしっかり決めてあるのであれば、別にそれを取り扱っている業者に対して金額を提示してもらって競争してもらおうというのが、公平なチャンスの与



え方でないかなというふうに思うんです。最初から出せない業者に対して求めても、それはちょっと形だけだなというふうに、私はいつも感じているんですけども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

出せないのがわかっていてなぜ見積もりの通知を出したのかということですが、それについては、すべて5社、日野のポンチョという自動車を扱えるということで、それを前提に確認した上で通知を差し上げております。

この辞退いたしました2社の辞退の理由についてご説明しますと、5社とも町内の小さな中小の自動車の整備工場ですから、事務的に1人、2人で対応していて、そういった見積もり合わせ、入札の事務業務に業務上忙しくて参加できないという方でございまして、日野の自動車を取り扱えないからという理由ではございません。その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、この日野の自動車、ポンチョという車種を決定したのは、高齢者や子供も乗りおりしやすいようなノンステップバス、現在国内のメーカーでつくっておりますのがこの日野自動車しかございませんでしたので、それから小回りのきく、運行の経済性の高い小型サイズということで、この車種しかなかったというのが選定の理由でございます。

3年ほど前に宝くじ事業で購入した三菱のバスについては現在製造中止になっておりまして、どうしてもこのバスしかなかったというところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 内容は了解しました。

それから物件の条件を説明をする場合に、やはりそういった、説明不足だと私は思うんです。だから今ほどの説明で非常にわかりやすかったんですけども、日野しかつくっていないと、ノンステップ、バリアフリー的な自動車というのは今、日野しかつくっていないということの理由づけで非常に整合性のある説明だったというふうに思うんです。その説明をしていけば、非常にわかりやすい説明だということで了解もしやすいんですけども、そういったことの説明をこれから機種を選定して入札や相見積もりにかけるときにはそういった説明が必要だと思うんですよね。今までなかったものですから、いろいろな場面でそういうような入札物件の中にもあったので、なぜこれなのかということに対して、相手方が限定されてしまうんですよね。

町の業者の中では先ほど言われたように小さい業者ですから、自分ところで作るわけじゃ

ないから、上部とのメーカーとのつながりがあるものですから、それはいろいろな場面が出てくるものですから、非常に不得な疑念を持ってしまうという町民もいらっしゃいますので、やはりそういったことを明確に説明をして、わかってもらいながら執行していくという姿が大事だというふうに思いますので、町長に一言考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員からおただしのように、やはり相手が納得できるような説明をするということは、これは大前提でありますので、今後そういうような方向性、あるいはそういう姿勢で臨みたいと思いますが、ただ町民の方々にもお願いしたいのは、すべて受け身で本当に商売ができるのか、ここはいろいろと町外から業者が入ってきているケースもあります。そのときに何かというと町内を優先と、こういうことでおっしゃる方もおりますが、それは私どももある意味での競争性や透明性や公平性の中で、判断をしなければなりません、やはりそのぜひいろいろな意味で町民の方々も、そうおっしゃる方々は電話一本で済むわけですから、必要な情報を求めていると思います。

もちろんその前提として説明はきちっと、これからしていくという姿勢はとりたいと思いますので、ぜひそのような関係を築いていただければありがたいと、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、まず一つ、このポンチョというのは車いすの人も乗れるのかどうかお聞きしたいなと思います。高齢者にも配慮したというからどうなのかなと。

それからもう一つは、委託会社に頼んで7月から中旬に始めるということですから、もうすぐだろうと思うんですけども、その見通しというのはあるのかどうか。それから当然委託するというのには委託料がもしわかれば。

それから、通学にも使うようなことを言っていましたんですけども、これは一応複合みたいに考えていいのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

まず1点目の車いすですが、これは乗車可能になっております。

それから委託料につきましては、先ほどの説明で7月の中旬からということでお話をさせていただきましたが、バス購入には間に合いません。それで、現在町が持っている三菱製のバスを代替として、市街地巡回のほうに使う、新たなバスが購入されたときに交代をするということで考えておりますが、委託料につきましてはお1人様当たり100円を徴収しますので、採算的には合いません。

その採算的に合わない分を委託業者のほうに委託料としてお支払いするような形を考えておりますので、今後委託業者と想定される乗車人員等について話し合いをしながら、計画をつくって委託料を決めていきたいというふうに思っております。

それから、学校の子供たちの乗車に関してですが、これは現在スクールバスを利用している子供を対象とするのではなくて、スクールバスに乗れないけれども、かなり遠方から長い時間登校しなくてはならない、そういった子供たちを乗せるために配慮してあるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号及び議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第66号 監査委員の選任について及び日程第15、議案第67号 監査委員の選任についてを一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、議案第66号からご説明を申し上げます。

監査委員の選任についてでございます。あわせて議案第67号、同じく監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案はご議決いただきました監査委員条例の改正に基づき、去る3月31日付で辞職されました室井良一氏の後任として2名の監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第66号で同意を求めます福島市野田町7丁目12番30号すがみハイツ1、201号、木下光廣氏であります。昭和24年8月25日、旧田島町中荒井地区でお生まれになり、昭和43年3月に福島県立田島高等学校普通科を卒業後、東邦銀行に入行され、方木田支店長、長者支店長、人事部付審議役等の要職を務められ、現在財団法人東邦銀行文化財団の常務理事としてご活躍されております。

本店において長年経理部、法人部及び検査部に在籍され、その豊富な識見は、監査委員として最適任でありますので、ご同意賜りますようお願いをいたします。

次に、議案第67号で同意を求めます、南会津郡南会津町永田字曲間1120番地の1、渡部勝善氏でございます。昭和12年12月25日下郷町白岩地区でお生まれになり、昭和31年6月柳津郵便局への入局を皮切りに、東北農政研修所、二本松郵便局、福島中央郵便局に勤務するかたわら、福島大学経済学部短期学部を卒業され、平成元年6月には静川郵便局長に就任され、平成14年3月に退職された現在は請われて会津みなみ農業協同組合監事、納税貯蓄組合連合会南会津地区連合会監事等の役職につかれておられます。

渡部氏はこれまで会計、経理業務が長く、その豊富な識見は監査委員として最適任でありますので、あわせてご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は議案ごとに起立によって行います。

まず、議案第66号 監査委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願

ます。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、議案第66号 監査委員の選任については同意することに決しました。

次に、議案第67号 監査委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員です。

よって、議案第67号 監査委員の選任については同意することに決しました。

それでは、ただいま監査委員に選任同意と決しました木下光廣氏並びに渡部勝善氏よりあいさつの申し出がありますので、ここでごあいさつをいただくことにいたします。

少しお待ちください。

それでは、木下光廣さん、ごあいさつをお願いいたします。

○木下光廣監査委員 木下光廣でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今までの経験を生かして職務が全うできるように頑張っていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○渡部康吉議長 続きまして、渡部勝善さん、ごあいさつをお願いいたします。

○渡部勝善監査委員 渡部勝善でございます。大変南会津町の監査という、非常に重要な、また重い任務を引き受けることになりました。つい先日まで思ってもみなかったことでございますが、これからは適正な監査ができますよう日々努力をしております。

また、本日の議会議員の皆様方に、また関係各位の多くの方々に何かとご指導をいただく場面も多々あるかと思っております。よろしく願いをいたします。

大変簡単でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。（拍手）

○渡部康吉議長 これで、監査委員選任に当たってのあいさつを終わります。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第68号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、議案第68号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案はご議決いただきました監査委員の定数増による報酬及び費用弁償の追加を、予算総額を変えないで予備費の組み替えで補正するものであります。どうぞよろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎田島下郷町衛生組合議会議員の補欠選挙について

○渡部康吉議長 次に、日程第17、田島下郷町衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、田島地域より選任されておりました渡部優議員の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は1名であります。本議員の選任に当たりましては、平成19年議員懇談会の申し合わせにより、田島地域議員から5名をもって各常任委員会から選出して当てることになっております。お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います

が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは、田島下郷町衛生組合議会議員に、1番、湯田哲君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました1番、湯田哲君を田島下郷町衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番、湯田哲君が田島下郷町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました1番、湯田哲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

以上で、この選挙を終わります。



#### ◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、平成21年第2回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議まことにありがとうございました。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員